

（参加、参画と協働のまちづくり）

第11条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。

2 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

【趣旨】

ここでは、町が参加、参画と協働のまちづくりを推進するに当たっては、町民の自主性を尊重すべきことを定めています。「参画」、「協働」については、第2条で定義しています。

第2項では、町民と町が協働を進める際に、大切にしなければいけないことを定めています。

【解釈】

参画と協働は、広陵町をはじめ多くの自治体運営の根幹となっており、多くの施策の実施に当たって取り入れられています。しかし、町民及び町全体に浸透していくという決意を示すため、このような基本的なルールを本条に明示しています。

条例制定後、追加・変更になった事を加筆



令和5年3月には、参画と協働のための基本指針として、広陵町まちづくり推進計画を策定しました。令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間と定め、参加・参画や協働に関する施策を総合的に推進しています。

条例に関連している参考資料を加筆



【参照】

広陵町まちづくり推進計画（参画と協働のための基本指針） QRコード